

教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》新旧対照表

I 新旧対照表
【改正前】

項 目		内 容	免職	停職	減給	戒告
児童生徒への セクシュアル ・ ハラスメント	わいせつ行為	児童生徒に対し、暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は学校における教師・児童生徒等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者	○			
	わいせつな言動等の繰り返し	わいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的言動」という。）を繰り返した者	○			
	わいせつな言動等による精神疾患罹患	わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	○			
	わいせつな言動等	わいせつな言辞等の性的言動を行った者	○	○	○	

【改正後】 令和7年4月1日（火）施行

項 目	内 容	免職	停職	減給	戒告
児童生徒性暴力等（※1）	児童生徒等（※2）に対して、児童生徒性暴力等を行った者	○			
児童生徒性暴力等につながり得る不適切な行為	児童生徒等に対して、性的言動（※3）を行った者（児童生徒性暴力等に該当するものを除く。）	○	○	○	○
	特定の児童生徒等とSNSや電子メール等によるやり取りを繰り返し行った者（※4）			○	○
	児童生徒等を自家用車等に同乗させ、又は学校内外で児童生徒等と1対1となる状況を作り出すなどの行為を繰り返し行った者（※4）			○	○

- ※1 児童生徒性暴力等 … 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する行為をいう。
- ※2 児童生徒等 … 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項に規定する者をいう。
- ※3 性的言動 … 恋愛感情の表現を含む性的内容の言辞（発言、表記、電話や電子メール等）や動作、身体的接触、つきまとい等をいう。
- ※4 校長の許可を得ず、又は教育上真に必要なにもかかわらず行った行為である場合に該当し得る。（参考「メール等を用いた児童生徒との連絡等における教職員の適切な対応について（通知）」（令和5年4月1日付 103-1037））

2 児童生徒性暴力等とは

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項

<p>この法律において、「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等に性交等をする事又は児童生徒等をして性交等をさせること。 2 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。 3 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前2号に掲げるものを除く。）。 4 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前3号に掲げるものを除く。）。 イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。 ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。 5 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事。（前各号に掲げるものを除く。）

- 注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。
- 注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴力・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- 注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメントなどが該当し得る。